

# 習志野市シティセールス動画制作等業務委託 仕様書

## 1. 委託名

習志野市シティセールス動画制作等業務委託

## 2. 委託期間

契約締結日 から 令和4年3月31日（木） まで

## 3. 委託場所

習志野市内を基本とし、必要に応じて日本国内とする

## 4. 業務概要

- (1) シティセールス動画の企画・制作
- (2) シティセールス動画のプロモーション

## 5. 業務内容

- (1) シティセールス動画の企画・制作
  - 動画は、① 総合版、② 発信版、③ 宣伝版の3種類を制作すること。
  - アスペクト比は16：9 解像度はフルHDとすること。
  - 使用可能期間は定めない。

① シティセールス動画 「総合版」	
内容	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 総合版は、視察者等の来訪者に対して、本市の魅力等を伝える「紹介動画」とする。</li><li>■ 本市が将来都市像として掲げる「未来のために～みんながやさしさでつながるまち 習志野～」並びにブランドメッセージとして掲げる「あしたのハーモニーが響くまち 習志野市」の魅力を中心に表現し、愛着醸成や定住促進に寄与するものとする。</li></ul>
長さ	600秒程度
備考	<ul style="list-style-type: none"><li>● 本市のプロフィールや特徴を活用し、「習志野市ってこんなところ」を分かりやすく伝えられること。</li><li>● 単調な行政紹介動画にならないよう、視聴者を飽きさせない演出や工夫を盛り込むこと。</li><li>● 聴覚障がい者及び外国人等に向け字幕有と字幕無を制作すること。 なお、字幕は日本語、英語、中国語、韓国語とし、それぞれを成果品とする。</li><li>● 視聴した全ての人が“スタイリッシュ”や“クリエイティブ”といったイメージを共有できる洗練された動画とすること。</li><li>● ドローン等を活用した見ごたえのある映像とすること。（本市が撮影したドローン映像を活用することも可とする。）</li><li>● 必要に応じて、字幕、コンピューターグラフィック、イラスト、ナレーション等を挿入すること。</li></ul>

② シティセールス動画 「発信版」	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 発信版は、動画共有サービス等での閲覧により、本市を知らない人でも興味を持てる「バズリ動画」とする。</li> <li>■ 本市が将来都市像として掲げる「未来のために～みんながやさしさでつながるまち 習志野～」並びにブランドメッセージとして掲げる「あしたのハーモニーが響くまち 習志野市」の魅力を十分に表現し、愛着醸成や定住促進に寄与するものとする。</li> </ul>
長さ	180秒程度
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>● メインターゲットを10代～30代とし、いわゆる「バズリ動画」となるようユニークなアイデアを盛り込むこと。</li> <li>● 視聴した全ての人が“スタイリッシュ”や“クリエイティブ”といったイメージを共有できる洗練された動画とすること。</li> <li>● ドローン等を活用した見ごたえのある映像とすること。(本市が撮影したドローン映像を活用することも可とする。)</li> <li>● 必要に応じて、字幕、コンピューターグラフィック、イラスト、ナレーション等を挿入すること。</li> <li>● 市内には3つの大学が所在していることから、学生の持つネットワークやSNSにおける情報発信力等を有効活用し、若者の定住促進に寄与すること。</li> </ul>

③ シティセールス動画 「宣伝版」	
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 宣伝版は、駅や商業施設等のデジタルサイネージやモニター等において、無意識の視聴であっても目を引くような「インパクト動画」とする。</li> <li>■ 本市が将来都市像として掲げる「未来のために～みんながやさしさでつながるまち 習志野～」並びにブランドメッセージとして掲げる「あしたのハーモニーが響くまち 習志野市」の魅力を十分に表現し、愛着醸成や定住促進に寄与するものとする。</li> </ul>
長さ	15秒程度
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>● デジタルサイネージ等での活用を第一に考えているため、無音でも成立する「インパクト動画」とすること。</li> <li>● 視聴した全ての人が“スタイリッシュ”や“クリエイティブ”といったイメージを共有できる洗練された動画とすること。</li> <li>● ドローン等を活用した見ごたえのある映像とすること。(本市が撮影したドローン映像を活用することも可とする。)</li> </ul>

(2) シティセールス動画のプロモーション

- 本市の魅力が市内外の多くの人に伝わるよう、動画制作の話題を周知、喚起するとともに、動画を活用した効果的なプロモーションを実施すること。
- 広告媒体の選定にあっては、事業の効果が最大となるよう複数の媒体を効果的に組み合わせること。

(例) テレビ、SNS、YouTube等の活用や、駅、商業施設、高速道路SA等におけるデジタルサイネージやモニター等での放映 など

- プロモーションの実施後は、実績と効果をまとめた実績報告書を提出すること。
- 実績報告書の提出にあたり、① 令和3年度中の実績、② 令和4年度の予定実績にまとめること。

なお、② 令和4年度の予定実績にあっては、委託期間外となるため、令和3年度中に確定している内容のみとする。

- 動画を周知、喚起するポスターを作成すること。
    - 大きさ：A1版
    - デザイン：1種類
    - 数量：50枚
    - 用紙：コート紙 135kg
    - 校正：2回以上
    - その他：習志野市ブランドメッセージロゴマークを使用すること
- ※ パターン及びカラーは市ホームページを参照すること



【参考パターン（一部抜粋）】

## 6. 成果品

成果品	数量	納品期限
① シティセールス動画 総合版	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ DVD：まとめ版 5枚（①・②・③をチャプター分けすること） ①・②・③分割版 各3枚</li> <li>■ BD：上述DVDと同様とする。</li> <li>■ データ：MP4形式、WMV形式               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ ①のみ字幕（外国語）の有無版とする。</li> <li>➢ 字幕・ナレーションを挿入する場合は、外国語字幕・ナレーションもそれぞれ対応とする。</li> <li>➢ 外国語の字幕、ナレーションについては、制作時並びに納品時に必ずその言語を母国語とする者の確認をすること。</li> </ul> </li> <li>■ その他：制作過程で作成した資料一式 （企画書、絵コンテ、映像素材、写真素材、シナリオ等）</li> </ul>	令和4年 2月28日
② シティセールス動画 発信版		
③ シティセールス動画 宣伝版		
④ ポスター	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ A1版：50枚</li> </ul>	
⑤ プロモーション 実績報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 報告書：10部</li> <li>■ データ</li> </ul>	令和4年 3月31日

### ● 納品期限の補足

成果品の①～④については、納品期限を令和4年2月28日とし、納品後の1ヶ月間はプロモーション期間として充てることとする。

## 7. 成果品の著作権の帰属

- (1) 本業務において制作された成果品の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利）は、契約期間に関わらず、市に帰属する。
- (2) 受注者を含む成果品制作の関係者は、成果品を自己PR、記録又は事業実績の紹介等の目的の場合に限り、市の承認を得て使用することができる。
- (3) 本業務の成果にかかる全ての著作権は、法令の規定により移転できない権利を除き市に帰属させること。また受注者は、本業務にかかる著作権を市に帰属させることに支障のないよう、受注者の責任において適切に権利の処理を行うこと。また、市民による申請があれば貸出しでき、市の許可があれば使用できるようにすること。
- (4) 本業務の完了後、市は受注者に断りなく、また費用が発生することなく、成果品を市の業務等に活用できる。
- (5) 成果品は動画共有サービス等で公開する。これにあたり受注者は、取材対象者や出演者の肖像権や個人情報、取材対象物の撮影承諾、過去の映像の使用、音楽や映像効果にかかる著作権等、全ての権利関係を、インターネット公開に支障がないよう、できる限り書面で確認し、適切に処理すること。また、市がその処理結果が確認できる資料等を求めた場合には、速やかに書面にて提出すること。

## 8. その他遵守事項

### (1) 打合せ

受注者は、業務担当責任者を1名選任し、契約締結後速やかに市へ報告すること。また、契約締結後直ちに業務の内容、日程等について市担当者との協議すること。その後、市担当者との十分に連携し、月1回以上、進捗状況等を共有するための打合せを行うものとする。なお、打合せの場所は、原則として習志野市役所内とする。

### (2) 本業務遂行のための手続き

関係者等との連絡調整や撮影先等の手配など、本業務遂行にあたり必要となる一切の手続き及び費用負担は原則として受注者が行うこと。ただし、市の関係者や公共施設に関する調整の場合は、双方協議の上決定するものとする。

### (3) 試写

試写は動画の種類ごとに適宜実施すること。なお、試写において、市が内容の修正を指示した場合は、受注者は速やかに修正に応じること。

### (4) 瑕疵担保責任

契約終了後、1年以内に成果品に瑕疵等が発覚した場合は、市の指示に従い受注者は速やかに無償で是正すること。

### (5) その他

この仕様書に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、その都度協議し決定するものとする。